

(1) 条例

ア あいち森と緑づくり基金条例

平成二十年三月二十五日条例第五号

平成二十年三月二十五日条例第五号

(設置)

第一条 森と緑が有する環境保全、災害防止等の公益的機能の維持増進のために実施する森林、里山林及び都市の緑の適正な整備及び保全に関する施策に必要な財源を確保するため、あいち森と緑づくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、次に掲げる額の合計額として一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

一 あいち森と緑づくり税条例(平成二十年愛知県条例第二号)第四条の規定により基金に積み立てるものとされている額

二 前条に定める基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額

(基金への繰入れ)

第三条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、すべて基金に繰り入れなければならない。

(運用)

第四条 基金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実な方法により運用しなければならない。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する施策のための財源に充てるときに限り、処分することができる。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条第一号の規定は、平成二十一年四月一日から施行する

イ あいち森と緑づくり税条例

平成二十年三月二十五日条例第二号
改正平成二〇年 七月 八日条例第三五号
平成二十一年 三月三十一日条例第三〇号
平成二十二年 七月 九日条例第二五号
平成二十五年 十月十五日条例第五一号
平成三〇年 十月十九日条例第四七号
令和 二年 七月 七日条例第四二号

(目的)

第一条 この条例は、森林及び里山林の荒廃並びに都市の緑の喪失が進む中、森と緑が有する環境保全、災害防止等の公益的機能がもたらす恩恵をすべての県民が享受していることにかんがみ、その公益的機能の維持増進のために実施する森林、里山林及び都市の緑の適正な整備及び保全に関する施策に必要な財源を確保するため、あいち森と緑づくり税として、愛知県県税条例（昭和二十五年愛知県条例第二十四号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率の特例を定めることを目的とする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 平成二十一年度から令和五年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十二条の六の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 平成二十一年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第三号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十二条の十四第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第四十二条の十四第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「あいち森と緑づくり税条例（平成二十年愛知県条例第二号）第三条第一項」とする。

(基金への積立て)

第四条 知事は、第二条及び前条第一項の規定による加算額に係る収納額に相当する額を、あいち森と緑づくり基金（あいち森と緑づくり基金条例（平成二十年愛知県条例第五号）に基づくあいち森と緑づくり基金をいう。）に積み立てるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 平成二十六年度から令和五年度までの各年度分の個人の県民税の均等割に係る第二条の規定の適用については、同条中「第四十二条の六」とあるのは、「第四十二条の六及び附則第二十四条の五」とする。

附 則（平成二十年七月八日条例第三十五号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三 (略)

四 (前略) 第二条 (中略) の規定 平成二十一年四月一日

五～七 (略)

附 則 (平成二十一年三月三十一日条例第三十号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年七月九日条例第二十五号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年十月十五日条例第五十一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十年十月十九日条例第四十七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年七月七日条例第四十二号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中愛知県県税条例第十三条第一項の改正規定並びに第二条中あいち森と緑づくり税条例第二条の改正規定、同条例第三条第一項の改正規定（「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める部分に限る。）及び同条例附則第二項の改正規定 公布の日

二 (略)

(県民税に関する経過措置)

- 3 第一条の規定（附則第一項各号に掲げる改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の愛知県県税条例（以下「新条例」という。）及び第二条の規定による改正後のあいち森と緑づくり税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定（同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（以下「旧法人税法」という。）第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。
- 4 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、第一条の規定による改正前の愛知県県税条例（以下「旧条例」という。）及び第二条の規定による改正前のあいち森と緑づくり税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する

(2) 用語の解説

【あ行】

SDGs (エス・ディー・ジーズ)

SDGsは「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称です。「世界中にある環境問題・差別・貧困・人権問題といった課題に対し、世界共通の17のゴール(目標)と、目標ごとの169のターゲットを、世界のみならず2030年までに解決していこう」という、世界共通の計画・目標です。

※ 「持続可能な」という部分は、「人間の活動が自然環境に悪影響を与えず、その活動を維持できることを意味しています。(改善する動きを)長期間に渡って、実施し続けられる」という意味です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



イラスト出典：林野庁（森林・林業白書から転載）

- 1 貧困をなくそう「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」
- 2 飢餓をゼロに「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」
- 3 すべての人に健康と福祉を「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」
- 4 質の高い教育をみんなに「すべての人々へ包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」
- 5 ジェンダー平等を実現しよう「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」
- 6 安全な水とトイレを世界中に「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」

- 7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに「すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する」
- 8 働きがいも経済成長も「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する」
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう「強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及び技術革新の推進を図る」
- 10 人や国の不平等をなくそう「各国内及び各国間の不平等を是正する」
- 11 住み続けられるまちづくりを「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」
- 12 つくる責任 つかう責任「持続可能な生産消費形態を確保する」
- 13 気候変動に具体的な対策を「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」[注釈1]
- 14 海の豊かさを守ろう「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」
- 15 陸の豊かさも守ろう「陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する」
- 16 平和と公正をすべての人に「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」

屋上緑化

建築物の屋根や屋上に植物を植え緑化すること。

都市では街の隅々までアスファルトやコンクリートで覆われたことで発生する輻射熱や、自動車の排気ガス・エアコンなどエネルギーの集中利用が進んだことから、都市の中心部の気温が高くなるヒートアイランド現象が問題となっており、その解決策の一つとして注目されている。

あいち森と緑づくり事業では、新たな緑化余地の少ない市街地で民有地の建設物の屋上や壁面等における緑化に取り組んでいる。

【か行】

カーボンニュートラル

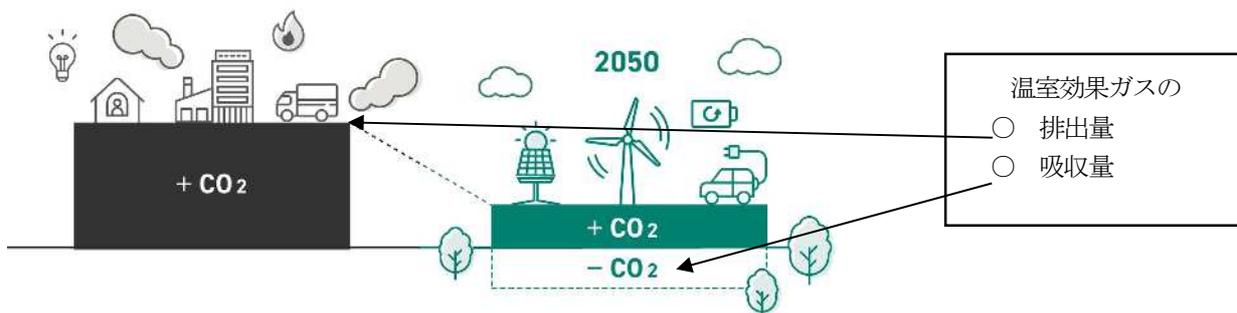
※温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します

2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」※ から、植林、森林管理などによる「吸収量」※ を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

※ここでの温室効果ガスの「排出量」「吸収量」とは、いずれも人為的なものを指します。

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減 並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。



イラスト出典：環境省（脱炭素ポータル カーボンニュートラルから転載）

間伐

木の混み具合に応じて、混みすぎた森林の木を間引きして伐採する作業のことで、残した木の生長を促すとともに、森林の様々な動きを高める効果がある。

人工林は成長にあわせて間伐をしないと木が混み合って不健全な林となるとともに林内が暗くなって下草が生えなくなり土砂が流出する恐れがある。しかし林業の採算性の悪化等により森林所有者の努力だけでは整備が進まない状況が増えている。

公益的機能

森には洪水や濁水を緩和したり、良質な水を育んだり、土砂が流れたり崩れたりすることを防いだり、野生生物のすみかとなるなど様々な動きがある。都市の緑にはヒートアイランド現象を緩和したり、火災の延焼を防いだり、防音、防風等の様々な動きがある。また森や緑は人々にやすらぎや豊かさを与え、行楽や教育、芸術や創造の場の提供などの動きがある。これらの機能の恩恵を受けるのは、一部の人だけではなく沢山のひとたちであり、そのような多くの人たちに利益をもたらす森や緑の動きを公益的機能と言う。

あいち森と緑づくり事業は森や緑が持つこのような様々な動きを高めることを目的としている。

【さ行】

里山林

都市近郊や集落周辺にあるコナラ等の落葉広葉樹やアカマツ等の二次林。かつては人々が様々な暮らしの中で、薪（まき）や落ち葉などを燃料や肥料に利用することで維持管理されていた。近年では利用されることが少なくなり放置されてきたが環境保全上の価値等が見直されている。

あいち森と緑づくり事業では都市近郊の落葉広葉樹林を対象として整備保全に取り組んでいる。

人工林

木材を得る目的で、植林などの人の手によって作られた、スギやヒノキなどの針葉樹の森林。

生態系ネットワーク

生物の生息生育空間となっている自然環境を、緑地や水辺などにより有機的につなぐことにより形

成されるネットワークのこと。孤立したり分断された自然環境をつなぐことにより、野生動植物が移動することが可能となり生息生育環境が確保される。

愛知県では、地域の生物多様性の保全と再生を進めるために生態系ネットワーク形成のための取り組みを重点的に進めようとしている。

生物多様性

あらゆる生物の種の多さと、それによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態をいい、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。

あいち森と緑づくり事業は、森や緑の持つ公益的機能の発揮が目的であるが、公益的機能や自然環境を持続的に良好な状態で将来へ引き継ぐためには、その基盤として生物多様性の確保が重要である。

【な行】

ナラ枯れ

体長数ミリの甲虫カシノナガキクイムシ（カシナガ）が立木の材部に穴を開けて入り、持ち込んだ「なら菌」が材内に広がり、樹木が通水障害を起こして水分不足になり枯れること。近年広葉樹が集団枯死し全国的に問題となっている。被害を受ける樹種はコナラ等のナラ類。

愛知県では、2016年に初めて被害が確認され尾張・西三河での発生を皮切りに被害が増加、拡大している。

【は行】

ビオトープ

ドイツ語で生き物を意味するbioと場所を意味するtopを合わせた造語で、自然の状態で多様な生物が生息する特定の環境を意味する。より自然に近い形で多様な生物を復活させる環境づくりを指して使われてもいる。

ヒートアイランド現象

都市部の気温が周辺郊外部に比べて高くなる現象です。緑地には、ヒートアイランド現象を緩和させる（涼しくする）効果があると期待されています。

壁面緑化

建築物の壁面に植物を植え緑化すること。

都市では街の隅々までアスファルトやコンクリートで覆われたことで発生する輻射熱や、自動車の排気ガス・エアコンなど、エネルギーの集中利用が進んだことから、都市の中心部の気温が高くなるヒートアイランド現象が問題となっており、その解決策の一つとして注目されている。

あいち森と緑づくり事業では、新たな緑化余地の少ない市街地で民有地の建設物の屋上や壁面等における緑化に取り組んでいる。

(3) 森林整備にかかる全国の独自課税の概要

「あいち森と緑づくり税」と同じく森林整備等を目的とした独自課税は、2023年度に高知県で導入されて以来、2016年度までに37府県1市で導入されている。

2023年3月末現在

区分	県名	税の名称（通称）	導入時期	現行課税期間	税率等		単年度 税収 見込 (億円)
					個人年額	法人年額	
1	高知県	森林環境税	2003. 4月	2018-2022 (4期)	500円	500円	1.7
2	岡山県	おかやま森づくり県民税	2004. 4月	2019-2023 (4期)	500円	5%増	6.0
3	鳥取県	森林環境保全税(R4末で廃止) ^{※1} ※豊かな森づくり協働税(R5新設)	2005. 4月	2018-2022 (4期)	500円	5%増	1.8
4	島根県	水と緑の森づくり税	〃	2020-2024 (4期)	500円	5%増	2.0
5	愛媛県	森林環境税	〃	〃	700円	7%増	5.5
6	山口県	やまぐち森林づくり県民税	〃	〃	500円	5%増	4.0
7	熊本県	水とみどりの森づくり税	〃	2020- ^{※2}	500円	5%増	5.0
8	鹿児島県	みんなの森づくり県民税	〃	2020-2024 (4期)	500円	5%増	4.5
9	福島県	森林環境税	2006. 4月	2021-2025 (4期)	1000円	10%増	10.0
10	奈良県	森林環境税	〃	〃	500円	5%増	3.7
11	兵庫県	県民緑税	〃	〃	800円	10%増	24.0
12	大分県	森林環境税	〃	〃	500円	5%増	3.3
13	滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	〃	2021- ^{※2}	800円	11%増	6.9
14	岩手県	いわての森林づくり県民税	〃	2021-2025 (4期)	1000円	10%増	7.0
15	静岡県	森林（もり）づくり県民税	〃	〃	400円	5%増	10.0
16	宮崎県	森林環境税	〃	〃	500円	5%増	3.0
17	神奈川県	水源環境保全税	2007. 4月	2022-2026 (4期)	300円 ^{※3}	【対象外】	42.0
18	和歌山県	紀の国森づくり税	〃	〃	500円	5%増	2.7
19	富山県	水と緑の森づくり税	〃	〃	500円	5~12.5% 増	3.9
20	長崎県	ながさき森林環境税	〃	〃	500円	5%増	3.9

区分	県名	税の名称（通称）	導入時期	現行課税期間	税率等		単年度 税収 見込 (億円)
					個人年額	法人年額	
21	石川県	いしかわ森林環境税	2007. 4月	2022-2026 (4期)	500円	5%増	3.7
22	広島県	ひろしまの森づくり県民税	〃	〃	500円	5%増	8.5
23	山形県	やまがた緑環境税	〃	2022-※2	1000円	10%増	6.5
24	福岡県	福岡県森林環境税	2008. 4月	2018-※2	500円	5%増	15.0
25	栃木県	とちぎの元気な森づくり 県民税	〃	2018-2027 (2期)	700円	7%増	8.5
26	秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	〃	2018-※2	800円	8%増	4.6
27	佐賀県	佐賀県森林環境税	〃	2018-2022 (3期)	500円	5%増	2.5
28	茨城県	森林湖沼環境税	〃	2022-2026 (4期)	1000円	10%増	17.7
29	長野県	長野県森林づくり県民税	〃	2018-2022 (3期)	500円	5%増	6.8
30	愛知県	あいち森と緑づくり税	2009. 4月	2019-2023 (3期)	500円	5%増	22.0
市	横浜市	横浜みどり税	〃	〃	900円	9%増	28.0
31	宮城県	みやぎ環境税	2011. 4月	2021-2025 (3期)	1200円	標準税率の 10%相当額	16.0
32	山梨県	森林及び環境保全に係る県 民税	2012. 4月	2022-2026 (3期)	500円	5%増	2.8
33	岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	〃	2022-2026 (3期)	1000円	10%増	12.0
34	三重県	みえ森と緑の県民税	2014. 4月	2019-※2	1000円	10%増	10.8
35	群馬県	ぐんま緑の県民税	〃	2019-2023 (2期)	700円	7%増	8.5
36	京都府	豊かな森を育てる府民税	2016. 4月	2021-2025 (2期)	600円	【対象外】	7.0
37	大阪府	森林環境税	〃	2020-2023 (2期)	300円	【対象外】	11.0

大阪府までの37府県1市については、全て継続している

※1 鳥取県は、現行の税を廃止し、2023年から「豊かな森づくり協働税」を新設予定である。

※2 熊本県、滋賀県、山形県、福岡県、秋田県、三重県の6県は、5年毎に課税の継続を検討することになっており、課税期間を定めていない

※3 神奈川県は、県民税均等割のほか、県民税所得割にも課税（0.025%増）

あいち森と緑づくり事業評価報告書 (案)

2023年 月策定

愛知県農林基盤局林務部森林保全課森と緑づくり推進室
(森林里山再生グループ)

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話：052-954-6455

メール：mori-midori@pref.aichi.lg.jp

URL：https://www.pref.aichi.jp/shinrin/mori-midori/



この冊子は間伐紙を
使用しています

